

自殺企図発見時の対応

●病院の敷地内で患者の自殺企図を発見した場合には、以下に従って行動する。

1. 救命処置と周囲の安全

- 1) 発見した際には、患者の周囲に異常臭気や危険物がない事を確認するとともに、生命回復のために救急処置に全力を尽くす。
- 2) 首つり、縊首の場合は、使用された紐などの“結び目”保存が重要であるため、結び目を解せず、結び目から離れた位置を切断し、救急処置を行う。
- 3) 医師は速やかに連絡を行うが、発見現場のみで対応が困難、または急を要する場合は、コード99にて応援要請をする。

2. 関係者への連絡

- 1) 「有害事象発生時の対応（フロチャート）」に沿って、速やか報告、連絡する。

3. 死亡確認時の対応

1) 現場保存

- ・特に首つり、縊死の場合は、“結び目の保存”や使用された紐などの物品を保存する。
- ・他の方法の場合であっても、現場の保存は重要であるため、可能な限り人の出入り制限を行う。また、使用物品などは全て証拠として保管し、要請があれば警察に渡す。

2) 警察への異状死の届け出および監察医による検視

- ・医療法21条の異状死の届出対象となるため、「有害事象発生時の対応（フロチャート）」に沿って速やかに報告する。
- ・警察への届け出は、病院から行う体制であるため、必ず安全管理室に連絡をする。
- ・総務課は連絡を受けた後、現場確認などの指導を行うと同時に、安全管理室に報告する。安全管理室より病院長に報告する（夜間、休日は責任当直から病院長に報告する）。その上で、警察に通報を行う（実際の通報は主治医）。

3) 現場検証及び検視、事情聴取など

- ・職員は、警察の事情聴取に協力をする（発見場所、時間、手段、発見後の時系列処置経過など）。
- ・遺体の移動は、警察の検視が終了した後に行う（または警察の許可後）。

4) 記録

- ・事故前の患者の状態（表情や行動、会話など）について記録する。
- ・患者の安全を確認した時間と、その時間から発見までの間に状況について記載する。
- ・事故発見の状況とその後の対応について、正確にかつ時系列に記載する。

5) 家族への対応

- ・誠意ある態度で対応する。
- ・病状に関することや経過などについては、できるだけ上級医の医師が行うことが望ましい。
- ・検視の必要性や検視の結果などについては、警察からも説明をして頂く。

自殺企図発見時対応フローチャート

(首つり、リストカット、投身、大量服薬など)

発見時は速やかに医師に報告と同時に以下の対応をする。

※患者に近づく際に、二次災害防止のため
周囲の安全確認をする(異常臭気など)

